

# 會員の頁

第24巻第4號 昭和13年4月

## 技術家重用論

宮本武之輔\*

今から20年前、私の学生時代のことであるから、随分古い話であるが、ハーバード大学のスウェン教授が米國土木學會の會長に就任せられた當時、技術家は従來のやうに技術的の枝葉末節にばかり拘泥してゐてはいけない、技術と社會との密接不可分の關係に鑑みて、技術を通じて一層積極的に社會に貢献しなければならない。そのためには技術家は其の修養の範圍を擴張する必要があり、それと同時に社會もまたその福利増進のために技術家を重用しなければならぬ、と言つたやうな趣旨の一種の啓蒙運動が擡頭したことがある。

當時私はその報道を非常に愉快に感じて、百パーセントこれに共鳴すると同時に、同志を糾合して技術家覺醒運動と言つたやうなものを企て、それから3、4年後には少壯技術家を中堅分子とする日本工人俱樂部と言ふ社會團體が創立せられた。そのときの同志の意見で、技術は決して超越脱俗的であつてはならない。もつと緊密に社會と結びつかなければならない。と言ふので、工と人とを結合する意味で、工人俱樂部と言ふ會名を採用したのであるが、工人と言ふのは支那では苦力のことを意味するのであるから、今から考へると飛んだナンセンスものだが、當時の私達のハリキリやうと言つたら、今日から考へても、若々しい感激を覺えるほど、素晴らしいものだつた。何しろ最初は40歳以上の技術家は會員から除外しよう、などと息巻いたくらゐだから……。

それが今日の日本技術協會の前身である。

爾來變遷遷、技術家の社會的運動は細々ながら連続として続けられて來たが、効果の見るべきものは殆どなかつたのである。

然しながら技術家重用の主張には今も少しも變りはない。そして社會は事實に於て私達の主張の正しいことを裏書してゐるのである。今日では工業關係の各種事業會社で、技術家がその首脳部に這入つてゐないものは殆ど一つもあるまい。八田嘉明氏、大河内正敏氏、

鮎川義介氏、野口遵氏、その他技術界の先輩で事業會社を主宰してゐられる逸材は枚擧に違がないのである。それを思へば往年武藤山治氏が技術家には工場長などになる資格がない、などと折紙を附けたのに對して正に隔世の感があるのではないか。

經營運用の才能は技術家にだつてあるのだ。やらせさへすれば立派にやれるのだ。それが日本工人俱樂部時代の思潮だつたのであるが、それこそ今日では寧ろ時代錯誤である。私は今更左様な消極的な議論をしようとは思はない。今日の時代は、技術家にだつてやれる、のではなくして、技術家でなければやれない時代である。あらゆる方面がそうだとは言はない。然し廣義生産部門に於ては事業の經營も、行政の運用も、國策の確立も、それぞれのエキスパートを措いて、果して誰がその衝にあたり得るのか。

これは一技術家の我田引水論では断じてない。また單なる概念論、机上論ではなくして、百千の事業がこれを明白に立證してゐるのである。

特に現下の非常時局にあつて、人的資源と言はず、物的資源と言はず、國の全力を最も有効に發揮しなければならない秋に、學術乃至技術の効果を百パーセントに活用することこそ刻下の急務ではないか。而も民間に於ては夙に技術の尊重、技術家の重用と言ふことが、遺憾なく實現せられてゐるのに、獨り官界に於ては舊態依然として技術官重用の門戸を固く閉鎖して顧みないのである。技術官の重用は決して技術官のためではなく、實に國家のためである、と言ふことを悟り得ずして、國政事務の運用を殊更に最低能率の舊套に放任してゐるのである。それが果して眞に國を憂ふるものゝ看過し得ることであらうか。

非常時内閣の首班たる重責にある近衛公は早くもこの點に着眼せられて、鑛山學科出身の工學士岸道三君を秘書官に任命され、また文官制度の改革、任用令の改正、技術官の優遇を言明せられ、その具体案に就て目下法制局の審議が進められてゐるやうであるが、法

\* 内務技師 工學博士 内務省土木局第二技術課勤務、東京帝大教授

法律専攻者だけを對象とした文官試験によつて資格づけられて、舊時代の任用令によつて任用せられた法制官の參事官に、果して技術官重用の眞の意義が、理解できるかどうかを私は懸念しないではゐられない。

それは法制局の役人を講議する意味ではなくて、從來の任用令の建前が、法律学専攻者だけを官吏としての有資格者に限定してゐるからである。現行任用令が據つて以て建つ、この時代錯誤の基礎觀念を根本的に打破するのでない限り、眞の文官制度の改革はあり得ない。

昔國政事務が簡單だつた時代には、監督行政、警察行政などが、その全部であつたから、官吏はこれは何法の第何條に抵觸する、などと言ふやうなことを調べてゐさへすれば用が足りたのである。その時代ならば法律学の専攻者だけで充分だつた。現行の文官任用令は左様な原始時代の遺物に外ならない。

その後國政事務が複雑化するに従つて、所謂エキスパートのために詮衡任用の制度を設けたのであるが、詮衡任用のエキスパートは飽くまでも補助官であつて、行政の正統は依然として資格任用の官吏にある。そこに根本的の誤謬があるのであつて、文官制度改革

の重點をそこに置かない限り、百千の改正も畢竟意味をなさない。

技術官優遇は國家のために技術官を重用すると云ふ趣旨であることが絶対に必要である。技術官優遇などと言ふ言葉を、技術官は却つて迷惑とするのであつて、官等がどうだとか、俸給がどうだとか、また技術官が局長になつたとか、ならないとか、そんな末梢的問題に拘泥してゐるのでは斷じてないのである。

事務官と技術官、それは恰も陸軍と海軍とが協同して國防の重責を果してゐるのと同様に、全く對等の資格に於て遇せられなければならない。それが國政事務の能率を擧げ、國力を進展せしめるための必須條件であることを私は確信するのである。

昨年 11 月の技術者大會に於て有馬農林大臣は、國家のために技術家重用の主張はどこまでも貫徹しなければならないことを力説せられたが近頃は新聞や雑誌にも技術官の主張を當然なりとする各方面の意見が盛んに發表せられるのは欣快に堪へない。

願はくば正しい輿論の支持によつて 1 日も速く私達の主張の實現せられることを、國家のために祈つて已まない。

## エキスパートを重用せよ

(機會均等と技術者)

(本文は著者が 昭. 13. 2. 15 技術者大會席上に講演せるものである)

山下清吉\*

先達つて防空施設調査の目的をもちまして中支方面へ出かけましたときにあちらの某部隊を訪問しましたがその折、其處の幹部の方が私達を啓蒙するやうに強調されましたことは次のことで御座いました。「今回のあなた方の調査も單に防空方面にとどめないで實戦の時餘計な苦痛をなめさず、多數の軍隊を必要に応じ長期間占據都市に滞留せしめる方法を考究して頂き度い、早い話が當市には發電所もあれば水道施設もある。色々の工場もある、又物なら何でもあるが只専門

の技術者が居ないために折角の設備も活かして使ふことが出来ない。何も輸送力の不足勝な戰場へ大量の物を態々送つて來なくとも現地にあるものを加工利用するために必要な技術者、専門家をドシドシ送つて貰つて自力で以て現地で間に合はせることを研究せねばならないが、こんなわかり切つたことでも小人島の方では、やれ手続がどうの、形式がどうのとそんなことにはばかり力を入れてるから困る」と力をこめて我々を諭す様に申されましたが、一同この人にしてこの言あり

\* 鉄道技師 工学士 鉄道省調査部勤務